

| | | | | |
|-------------|------|------|----|-----------|
| 鉄骨工事 Q&A | 耐火被覆 | 不要部位 | 制定 | 2012年9月1日 |
| | | | 改訂 | 2019年4月1日 |

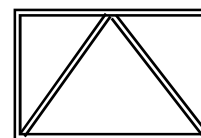
Q. 耐火被覆が不要な部材は？

A.

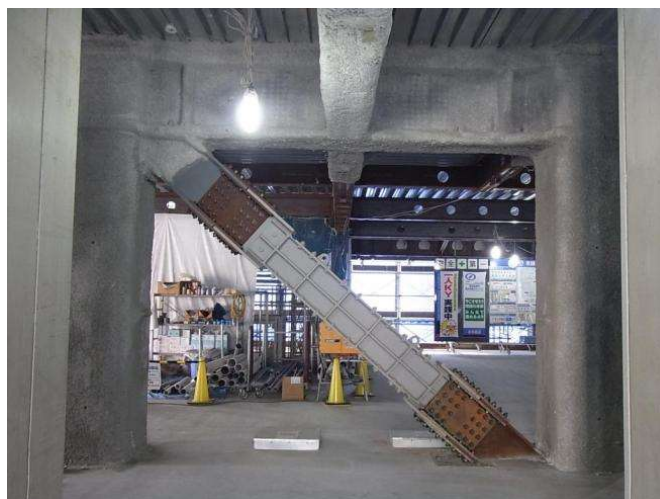
耐火建築物であっても、水平力のみを負担する「筋かい」等は、主要構造部に当たらないので、原則として耐火被覆をする必要はありません。

以下に、一般的に耐火被覆が不要とされる部位の例を挙げますが、個々の建物で違いがあるので、設計者・工事監理者に確認してください。

- ・水平ブレース
- ・地震時の座屈防止のための方杖
- ・火打ち材
- ・風等の水平力のみを受ける耐風梁
- ・最上階の小屋組（建設省告示第1399号第4第三号二の条件を満たす場合に限る）
- ・地震水平力を伝達する鉛直ブレース（K形タイプ^注）を除く。ただし、梁のみで鉛直荷重を負担できると確認されたものはこの限りではない。）



注) K形タイプブレース



主要構造部:半乾式ロックウール 制震ブレース:無耐火被覆



主要構造部:巻付け耐火被覆材 火打ち材:無耐火被覆

出典：建築物の防火避難規定の解説 2016(監修：日本建築行政会議)